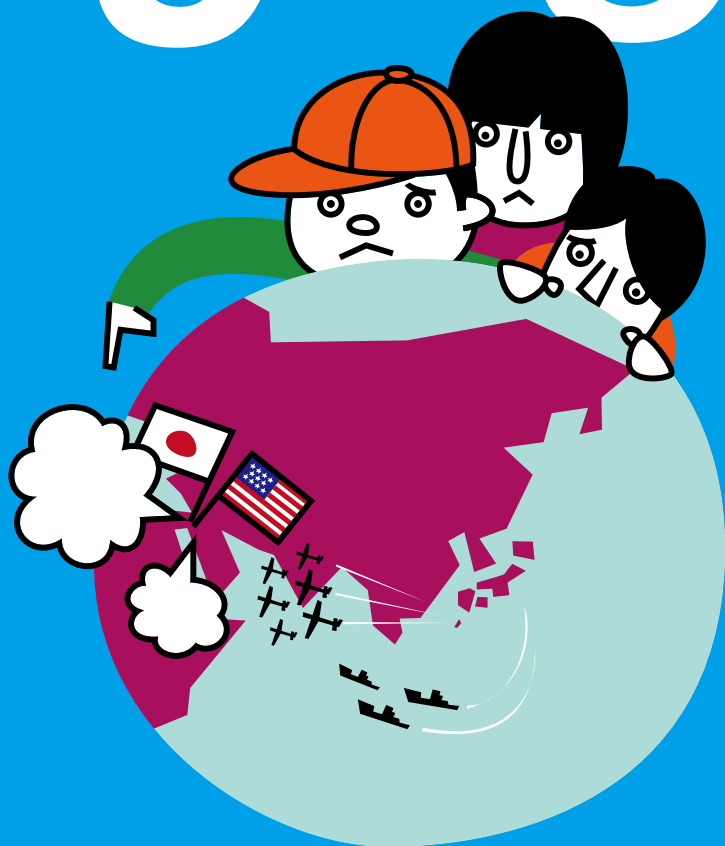


集团的自衛権

9のQ



JCLU

公益社団法人 自由人権協会

集団的自衛権

9のQ



はじめに	1
Q1. 7・1 閣議決定とは？	3
Q2. これまでの9条解釈は？	7
Q3. 「戦争」の位置づけは？	10
Q4. 集団的自衛権のために改憲が必要とされていたのでは？	14
Q5. 立憲主義に反しない？	16
Q6. 7・1 閣議決定に歯止めはある？	21
Q7. 集団的自衛権のこれまでの行使事例は？	25
Q8. 集団的自衛権が行使できなければ、日本を守れない？	27
Q9. これからどんな法律がつくられる？	30
コラム 憲法や法律などの制定・改正手続と閣議決定	20
ほんとうはとてもヘンな政府の想定事例	29
おわりに	32

はじめに

集団的自衛権は、日本が攻撃されなくても、同盟国のために他国間の戦争に加担する権利です。

集団的自衛権を行使することになれば、たとえば、中東の国にあるアメリカの基地が隣国に攻撃されたら、自衛隊もそこに出かけて一緒に闘うことにもなります。すると、その隣国は、日本を攻撃したつもりはないのに日本から先制攻撃されたのですから、当然日本は敵だとみなします。その隣国は、自国の自衛権に基づいて日本を攻撃してくるでしょうし、日本がテロの標的になる可能性も格段に高まるでしょう。

いま、国会では、集団的自衛権の行使を容認した7.1閣議決定を前提に、安全保障法制を整備する論議が山場を迎えています。論議の大部分は、「閣議決定を逸脱していないか」「歯止めがあるのか」という点について行われています。

しかし、ちょっと待って下さい。

そもそも、集団的自衛権の行使を容認した7.1閣議決定が憲法に違反し、政策としても誤ったものだったのではないのでしょうか。現在論議している法案自体も、憲法に違反しているのではないのでしょうか。

近隣の中国や北朝鮮はなんだか危険な国だから日本の安全を確保するためには集団的自衛権を認めた方が良いという人もいます。しかし、日本に対する脅威が近隣にあるとしても、これに対抗するのは個別的自衛権の行使の問題です。**中国や北朝鮮の「脅威」は、集団的自衛権の行使とは関係ありません。**

日本は、戦後70年間、一度も戦争をしませんでした。

戦闘行為を行うために自衛隊を海外に派遣したことはなく、したがって、自衛隊が他国で市民を傷つけたことも、自衛隊員が戦闘に巻き込まれて亡くなったこともありません。日本は、軍事力に頼らず世界有数の大国となった歴史的にも貴重な国になりました。

それは、310万人の国民が亡くなり、地方の小都市に至るまで灰燼に帰した先の大戦への悔悟と反省が生み出した「戦争をしない国家」「平和国家の建設」の理想が政治の根底にあったからでした。

これまで「戦争をしない国」「軍事力で主張を通さない国」として獲得した信用は、かけがえのない日本の資産であり、誇るべきものです。

ところが、政府は、冷戦終了後日本を取り巻く安全保障環境が変化し、自衛隊が軍隊として他国同士の戦闘行為に参加できるようにする必要があると言います。そして、政府がこれまで憲法9条が認める「自衛の措置」には含まれないと言ってきた「集団的自衛権の行使」も、場合によっては憲法9条のもとでも認められる、と解釈を変えました。

しかし、それは正しい世界認識とは言えませんし、正しい憲法解釈ではありません。

政府は、集団的自衛権の行使を容認することで、日本に対して戦争を仕掛けようとする企てをくじく力（抑止力）が強化され、日本が戦争に巻き込まれるリスクはなくなっていくと言います。

しかし、軍事力の強化によって相手の攻撃を抑止しようとする政策は、仮想敵国の存在を前提とします。仮想敵とされた国は自国が攻撃されないように、日本よりさらに大きな軍事力を整備しようとしています。これに対抗して日本もさらに相手を上回る軍事力を整備せざるを得ず、皮肉にも安全保障上の脅威も緊張も以前よりも高まる結果となります。しかも、軍事力の整備を競う際限のない競争に陥り、どちらの国も経済的に疲弊していくのは避けられません。

政府は、いま、私たちの誇るべき戦後の「70年間の平和と繁栄」のおおもととなる考え方を捨て去ろうとしています。

私たちもじっくり考える必要があります。安保法制の論議を機会に、もう一度、7.1閣議決定や集団的自衛権を検証してみましょう。

Q1. 7.1 閣議決定とは？

政府は、「集団的自衛権」を行使できるように憲法の解釈を変えました。つまり、「日本が攻撃されていなくても、密接な関係にある他国が攻撃されて、日本の存立が脅かされる」と政府が考えれば、自衛隊が外国に出かけて、戦闘行為をすることを認めたのです。

2014年7月1日、政府は、閣議決定により、これまでの憲法9条の解釈を変えて、集団的自衛権を行使できるようにしました。その結果、日本の自衛隊は海外に出かけて戦争をすることができるようになったとも言われています。どういうことなのでしょう。

この日、政府は「自衛の措置としての武力の行使の**新三要件**」を閣議決定しました。これが、日本が武力行使できる場合となります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること② これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと |
|---|

あれ？「集団的自衛権」という言葉はどこにもないですね。

言葉はありませんが、①では、「我が国に対する武力攻撃が発生したとき」だけではなく「(我が国は武力攻撃されていなくても) 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した」とときには武力行使ができるとし、しかも武力行使する地域は、日本の領土・領海・領空に限られるのではなく、外国の領域でもOKとなります。このように、自国に対する攻撃がないときでも、密接な関係にある他国と第三国との戦争に出かけて行って関係国に加

勢できることにした、という点が、国際法概念では「**集団的自衛権**」というものに当たるのです。

◆ 安心するのは禁物です

「地球の裏側に行くなんて大げさなことは書いてないね」「集団的自衛権の行使は、自国の存立が脅かされる場合に限られていて、すごく狭い範囲でしか反撃できないことになっているから、このとおり運用したら自衛権の行使はほとんどできないほど厳しい歯止めになっているんじゃないですか」という声もあります。

しかし、実際にはそうでないことははっきりしています。

日本に対する直接の攻撃がなくても、密接な関係にある他国、たとえばアメリカがどこかの国に持つ基地が攻撃され、「同盟国である日本の存立が危うくなった」と政府が判断すれば自衛隊は海外で戦えます。

しかし、そもそもどういうときに「日本の存立が危うくなった」というのかははっきりしません。アメリカ軍の基地に攻撃があったことが「日本の存立を危うくする」と言えるのかという疑問もあります。それだけでなく、政府はさらに進んで経済的な影響を受ける場合も「日本の存立を危うくする」と解釈し、自衛隊が軍事力を行使することを認めようとしています。中東の原油の産出国から日本への運搬ルートの海が戦場となったときも、日本の産業の基盤となるエネルギーが不足する可能性があり「日本の存立を危うくする」事態となるという理屈で、「インドの先のホルムズ海峡に出かけることもある」と政府は言っています。「友達であるアメリカがよその国から武力攻撃を受けるところまで事態が進まなくても、アメリカとの同盟を危うくするようなことがある場合も、日本の存立を危うくすることになるから、一緒に戦うことがある」とも言い出しています。

このような解釈によって自衛隊は日本への攻撃に反撃するために日本周辺で行動するだけでなく、日本周辺でもなく、アジアの周辺でもなく

ても、関係国が戦争をしているところにどこにでも出かけられることとなります。自衛隊が軍事力を行使する地域を限定する憲法の力は失われました。

また、自衛隊の規模や装備の面でも変化するでしょう。今までは日本が攻撃されたときに自衛のために必要な範囲、専守防衛に必要な範囲にとどめられていましたが、これからは他の国に出かけて行って戦争ができるだけの規模も装備も必要になるからです。2013年の日本の**軍事費**は政府支出（国家予算だけでなく地方予算も含む）に対して24%程度です。アメリカやロシアは10から11%程度、中国は8%程度、イギリス、フランスで4から5%程度と言われていますから、日本は、国家予算のうち軍事費の割合は小さいといえます。これも、これまでの自衛隊の活動が憲法9条によって抑制されていたためです。しかし、集団的自衛権の行使を前提にすれば、そうはいきません。日本の領域だけではなく、中東やアフリカにも行くことを想定すれば、自衛隊を運ぶ艦船や輸送機も今とは段違いに大きな規模で整備が必要です。武器などの装備も変わってきます。国家予算の配分の仕方も、これまでとは異なり軍事費の割合は大きくならざるを得ないでしょう。

つまり、この閣議決定は、日本の安全保障、日本の国の守り方を大きく変え、これまで海の向こうで他国同士がしていた「戦争」を私たちにぐんと近づけるものであるだけでなく、これまでの日本の姿全体を変えてしまう可能性があるのです。

◆ 9条は、政府を縛る役割を失うことになってしまいます

これまで政府は、国際法上の個別的自衛権と集団的自衛権を異なる概念であることを前提に、日本は憲法9条により集団的自衛権はそもそも行使できないし、個別的自衛権の行使も制約がある、としていました。

しかし、今回の閣議決定は、これまでの9条の解釈を変えてしまいました。個別的自衛権とか集団的自衛権とかいう区別は国際法上のもので、憲法ではこの二つの自衛権を区別していないという前提に立っています。そして、9

条のもとで、政府がその時々国際情勢を見て必要と判断した「自衛の措置」をとることはできるというのです。つまり、国際情勢によって必要な「自衛の措置」は刻々と変化し、政府は必要ならどんな自衛の措置でもとれることになり、これまでの「集団的自衛権というものは行使できない、日本が攻められたときだけしか武力行使できない」という「憲法9条の制約」もなくなります。同盟国が攻撃されたときに日本が海外の戦場で反撃することも「自衛のために必要」な時代となれば当然可能になります。国際法では「集団的自衛権の行使にあたる」といわれる措置であってもそれだけで憲法9条違反となるわけではないという理屈です。

これまで9条が政府の安全保障政策等にかけていた縛りは、政府自身の判断でいくらかでも緩められることになります。

◆ 日本が他国から自衛戦争を主張されないためには

このままでは、日本を攻撃していない国に対して、日本の方から先制攻撃をし、その国から自衛権に基づく反撃を受けることがあります。それは、日本が国際法上、攻撃を受けることを非難できない立場に追い込まれることにほかなりません。

戦後の日本の国際的な地位の向上は、「**平和主義**」と表裏一体の関係にあります。日本は他国に軍隊を送らないし、他国民を殺さない、「戦争をしない国」であるという信頼を勝ち得てきたからこそ、今日ある国際的な地位を築くことができたのです。

もう一度そのことの大切さを認識して、実際に集団的自衛権を行使する法整備と予算措置がとられるまえに、7.1閣議決定を撤回させることが必要です。

Q2. これまでの9条解釈は？

日本の憲法は、集団的自衛権を認めていません。「日本が攻撃されていないのに、自衛隊が国外で戦闘行為をする」ことは、憲法違反です。これは、政府自身が、戦後70年、ずっと言ってきたことです。

◆ 憲法9条の制定とこれまでの9条解釈

日本は、今から約70年前、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」ました（憲法前文）。それは、アジア全体で2000万人が亡くなり、日本の都市のほとんどが焼け野原になって、日本の国民だけでも310万人以上が亡くなった戦争を引き起こしたのが、ほかでもない日本であったというつらい経験が生んだものでした。

そして、憲法では、9条1項で次のように決めたのです。

9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

9条のことばをそのとおりに解釈すると、日本は自分の国が攻められても、ガンジーのように非暴力主義での抵抗をするだけで、軍隊のような組織された武力を準備して使うこともできないとも読めます。敗戦直後は多くのひとびとが戦争の悲惨を身にしみて感じ、それまでの軍の横暴も目の当たりにしてきたので、文字どおり、日本が攻められたときも国として組織だった戦闘集団をつくって抵抗するようなことはしたくない、国連に助けをもらい、攻めてきた国を国際社会が非難し、その信義と道理の力によって「撃退する」という考えに共感した人も大勢いました。

ところが、その後、冷戦の時代となりました。朝鮮半島での戦争やソ連（現在のロシア）に対抗するアジアの最前線に位置する緊張の高まりもあり、日

本に一切武力を持たせないという占領軍であったアメリカの考えが変わりました。そのため、日本の政府は「自分の国が攻められたときには、やられっぱなしでなく自分の国を守るために抵抗して戦うことは9条も否定していない」と説明するようになり、他国に侵略された場合には反撃できなければおかしいと考える人も多くなりました。

◆ 9条は集団的自衛権を認めていないと政府は言ってきました

これまで政府は、憲法は自衛権を認めているが、その自衛権は、あくまでも外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものだといひ、9条で認められる自衛のための武力を行使する**三要件**を次のように言っていました。

- ① 我が国に対する急迫不正の侵害があること、
- ② この場合にこれを排除するために他に適当な手段がないこと、
- ③ 必要最小限の実力行使にとどまるべきこと

①の「日本に対する急迫不正の侵害」が必要ですから、日本に対する攻撃がないのに、他国に加えられた武力攻撃を阻止するために戦うという「集団的自衛権」の行使は憲法上許されないのだと、政府は表明してきました。

このような9条の解釈は、これまで自民党でも民主党でも政権が変わっても引き継がれ、その結果、単にことばの上だけではなく、「**専守防衛**」の考え方で自衛隊の装備や自衛隊が海外でする活動の地域と内容を制約するようになっていました。

世界の多くの国は、軍隊を増強し最新鋭の兵器で相手を威嚇してその攻撃を抑止し自国を守る方策を中心に据えてきました。これに対して日本は、攻

められたときには相手をてこずらせ一定の期間自国だけで持ちこたえその間に国連安全保障理事会の措置を求めようという方向で自衛隊を整備し、むしろ、外交によってなるべく敵を作らない、味方を増やす戦略をとってそのことで国の安全と独立を守ろうとしてきたのです。

振り返れば、このような安全保障政策をとってきたことで、日本は戦後70年にわたって、直接に世界の戦争に巻き込まれることもなく、他国の人を一人も殺さず、一人も殺されず、平和のうちに国力を充実させてきました。世界を見回しても、先進国の中で、これほど長期間平和が保たれてきた国はありません。

世界有数の経済大国になっても専守防衛に徹し「自分の国が攻められたときは戦うけれど、よその国に出かけて戦争をしない国」であることを、日本の政府は世界に約束し、それが、日本の外交の基軸であり、世界の信用を得た国是でもあったのです。

Q3. 「戦争」の位置づけは？

世界では「戦争はいけなもの、違法なもの」とされています。紛争解決に武力を使うことは禁じられています。集団的自衛権は国連憲章も容認していますが、行使できるのはとても例外的な場合です。

◆ 個別的自衛権と集団的自衛権

個別的自衛権とは、「国家が、自国に対する急迫または現実の不正な侵害に対して自国を防衛するために、やむをえず一定の実力行使を行う権利」です。自国が攻撃されたときに、反撃する権利といえます。

これに対し、**集団的自衛権**とは、「自国と密接な関係のある他国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する国際法上の権利」、つまり、他国の戦争に加担することです。

世界中の国が集団的自衛権を持っているのだから、日本だけが行使できないのはおかしいという人がいます。

しかし、集団的自衛権は行使していない国の方が普通です。

そもそも戦争は、違法なもの、というのが国際社会の理解です。

◆ 戦争を違法とする世界のルール

日本に憲法や法律があるように、世界にも国と国とが約束しあったルールがあります。これを国際法と呼んでいます。国際法には、「国連憲章」や「〇〇条約」のように明文で名前のついたルールもありますし、長年の慣習として通用しているルール（国際慣習法）もあります。

それでは、この国際法上、「戦争」はどのように位置づけられているのでしょうか。「戦争」って、やって良いことなのでしょうか。

かつて、ヨーロッパを中心に、中世を脱して現在のような主権国家が確立していく中で、国家には戦争によって紛争を解決する権利があると考えられ

ていました。

ところが、20世紀になると、第1次世界大戦でヨーロッパが悲惨な戦争の戦場になり、しだいに戦争することを国際法で違法として禁じようとする動きが生まれました。

その結果、国際連盟規約（1919年）には、戦争に訴えざるの義務（前文）が定められ、国家の政策の手段としての戦争を放棄することを定めた「不戦条約」（1928年）も締結されました。

しかし、国際連盟規約は全面的に戦争を禁止したものではありませんでしたし、不戦条約も、国家主権の発動として宣戦布告を伴う当時の国際法上の「戦争」だけを禁止することとしていました。そのため、自衛戦争の名目で行われる「戦争」は、一切阻止できないことになり、戦争は後を絶ちませんでした。日本やドイツのように、自衛名目で他国を侵略する国家の跳梁跋扈を許してしまったのです。

このような事態の反省にたって結成されたのが、国際連合（国連）です。そして、国連に加盟する国家が守らなければならないルールが**国連憲章**になります。

◆国連憲章は国際紛争を平和的手段で解決するよう求めています

国家と国家との間で意見の相違が生じたり、利害が対立することがあります。これを国際紛争と呼んでいます。国際紛争が生じた場合、どうやってこれを解決することができるでしょうか。

一般的には、当事者間で外交交渉などによって平和的に解決する方法が考えられますが、他に戦争によって強制的に解決する方法も考えられます。

この点について国連憲章は、「すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危くしないように解決しなければならない」と平和的な解決をする義務を定め、また、「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を・・・慎

まなければならぬ」と述べています。これを「**武力不行使原則**」と呼んでいます。武力不行使原則は、近代国家の成立後、たくさんの悲惨な戦争が起り、尊い人命が失われ続けてきた苦い経験から、人類が生み出した到達点といえます。

◆ 例外としての「戦争」

しかし、どこの世の中でも、ルールを守らないものがあります。

ルールを守らないものに対しては、実力でそれに歯止めをかけないといけない場合が考えられます。

国連憲章は、武力不行使原則の旗をあげつつ、その例外として「戦争」を行うことができる場合を二つ認めています。

一つは、安全保障理事会の決定にしたがって、加盟国が集団的に実施する制裁措置です。加盟国が協力してルール違反をする国に制裁を与え、加盟国の安全を守るという考え方で、このようにして国家の安全を確保しようとする体制を「**集団安全保障体制**」と呼んでいます。代表的な例は、加盟国が集まって「**国連軍**」をつくり、国連軍がルールを守らない国と戦うというケースです。

国連憲章の制定の過程では、「戦争」を行うことができる例外は、この「**集団安全保障体制**」の場合だけにしようとの考え方もありました。しかし、「**国連軍**」をつくるには「**安全保障理事会**」の決議が必要ですが、常任理事国が一国でも「**拒否権**」を発動すると決議はできない、という問題がありました。また、冷戦の兆しが出てきてから、世界では、アメリカ大陸の国々が大陸の一国に侵略があったときには他の国は一致して反撃するという合意をするなど、地域の同盟やアメリカとソ連の勢力圏の争いを反映した軍事同盟が生まれつつありました。

そのような状況の下で、国際政治の現実にあ脇する形で、「戦争」を行うことのできるもう一つの例外として、自衛権の行使を認めることになりました。

しかし、このような自衛権の行使も無制限ではありません。国連憲章 51

条では、個別的自衛権と集団的自衛権だけを認め、「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」と定めたのです。つまり、自衛権の行使は「武力攻撃が発生した場合」（攻撃を受ける「おそれ」では不十分です）に限定され、行使した場合も安保理に報告を義務付けるなど、国家が取りうる行動の自由を制限したのです。

国連憲章は、もともと「地上から戦争をなくす」という人類の悲願を実現するための第一歩でもありました。戦争（武力行使）による紛争の解決は避けるべきものであるという基本理念があります。

現在政府が説明するように、こういうとき、ああいうとき、集団的自衛権を行使するようにすると積極的に語られるべきものではありませんし、そう簡単に国際法上の集団的自衛権を行使することはできません。

Q4. 集団的自衛権のために改憲が必要とされていたのでは？

安倍首相は、もともと集団的自衛権を行使するには憲法改正が必要と断言していました。しかし、いま、政府は閣議決定に基づいて、集団的自衛権を行使できるよう安全保障法制の整備をしようとしています。

◆安倍首相と自民党は「憲法を改正する」と言っていました

自民党は、結党以来「自主憲法」の制定を党是としており、日本国憲法を改正することを訴え続けていました。しかし、いわゆる55年体制のもとでは、自民党は国会の両院で圧倒的多数の議席を得ることはできず、改正手続のハードルが高い硬性憲法の性質から、憲法改正が具体的な政治スケジュールの上に登場することはありませんでした。憲法改正の具体的な手続を定めた法律すら制定されていませんでした。

2005年4月、自民党は「新憲法草案」を発表していますが、その翌年の9月、第一次安倍内閣が発足し、就任直後の国会で、安倍首相は、「在任中に憲法を改正したい」と意欲を示しました。そして、翌年辞任するまでの短い在任期間中に、教育基本法の改正、防衛庁の省への昇格を実現させます。日本国憲法の改正に必要な「憲法改正国民投票法」が成立したのも第一次安倍内閣時代の2007年5月でした。

その後、政権は民主党に移り、憲法改正が現実の課題となることはありませんでしたが、野党となった自民党は、2012年の4月に「日本国憲法改正草案」を発表しました。この中で、自民党は、日本国憲法の9条2項を改正して集団的自衛権の行使を可能にした上で、9条の2として「国防軍」を設置する条項を新設するとしました。「改正草案」について自民党が作成した解説書を読むと、憲法を改正しなければ集団的自衛権は行使できないと考えていたことがわかります。

◆ 憲法改正をせずに集団的自衛権の行使が可能だという変節

2012年12月の総選挙では、憲法改正を掲げる政党の議員が衆議院の総議員の3分の2を超えました。自民党が政権に復帰し、第二次安倍内閣が発足すると、いよいよ憲法改正が現実のものとなり、集団的自衛権の行使を認める“戦争のできる国”への変貌が心配されるようになったのです。

ところが、改憲を主張する各党の議席数は大幅に伸張したものの、改憲以外の政策で足並みが乱れ、改憲をすぐにでもすすめようという政党が集まって政権をつくることにはなりません。第二次安倍内閣も、自民党案のような方向での憲法改正には慎重な公明党との連立内閣となり、ただちに憲法改正の発議をするという政治状況ではなくなったのです（なお、ここでは触れませんが、憲法改正の動き自体がなくなったわけではありません）。

「集団的自衛権の行使を可能にするために憲法を改正する」と主張していた安倍首相は、憲法改正が困難となったので、一旦は集団的自衛権の行使を断念するかと思われたのですが、別の手法を採用しました。それが、憲法の条文は改正せずに解釈のしかたを変えて、今の憲法のまま集団的自衛権の行使を可能にする方法です。憲法改正には、国会での議論に基づく発議と国民の意思を確認する国民投票も必要です。しかし、憲法を変えずに解釈だけを変えてすむのならこれらの手続は不要です。そこで、内閣の判断だけで自由に行ける「閣議決定」を利用し、70年間、国民の意思にも支えられ維持されてきた憲法解釈を根底からひっくり返したのです。

◆ 閣議決定は実務上「その時の内閣の意思を確認する」ものです

閣議決定は、その時の内閣としての意思決定です。閣議決定だけでは国民を拘束することはありませんし、防衛省や自衛隊などの組織を動かすこともできません。行政組織や自衛隊などに活動させるには、その根拠となる法律が必要になります。その根拠となる法律案が、いま、作成されているのです（Q9を参照）。

Q5. 立憲主義に反しない？

政府が憲法の解釈を一方的に変更して集団的自衛権を認めるのは、政府は憲法に縛られる、という立憲主義にも反します。

7.1 閣議決定では、日本に対する武力攻撃が発生していない場合でも、日本が実力を行使することができる場合があるとしています。これまで日本が認めてこなかった集団的自衛権を、このように閣議決定によって認めることは、立憲主義に反しないでしょうか。

◆ 立憲主義とは

立憲主義とは、政治は憲法に従って行われなければならない、というルールをいいます。立憲主義は、18世紀のフランスやアメリカで生まれました。その背景にあるのは、権力担当者に対する不信です。近代初頭を代表するフランスの思想家モンテスキューは、『法の精神』の中で、「権力を担当する者がすべて権力を濫用しがちであるということは、永遠の示すところである」と指摘していました。アメリカ独立宣言を起草したジェファーソンは、「信頼は、どこでも専制の親である。自由な政府は、信頼ではなく猜疑に基づいて建設される」と述べていました。こういった先人の知恵を踏まえ、憲法によって国家権力を制限し、それにより個人の権利・自由を保障しようとしたのが立憲主義です。

現代社会では、この立憲主義は一般的に取り入れられています。日本国憲法も例外ではありません。「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」と定める憲法98条1項や、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と定める憲法99条が、そのことを示しています。

◆ 日本国憲法9条の解釈

日本国憲法9条の条文をあらためて見てみましょう。

第二章 戦争の放棄

9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

9条の解釈については、様々な見解があります。たとえば、1項に「国際紛争を解決する手段としては」とあることから、1項は自衛戦争までは放棄していないとみる立場があります。そうではないとする立場も存在します。その他にも様々な見解がありますが、2項で「認めない」とされている「交戦権」は、独立した文で定められていて、「前項の目的を達するため」という言葉はかかっていません。そこで、条文の言葉に即した解釈をすれば、「交戦権」は一切認められないことになるでしょう。この「交戦権」の意味についてもいくつかの解釈がありますが、いずれにせよ、一切の交戦権を認めない以上、目的が自衛のためであるか否かを問わず、一切の戦争が認められないとする解釈が、憲法9条の条文から導かれそうです。

しかし、政府の解釈は違いました。「国家に対する急迫不正の侵害があった場合に、その国家が実力をもってこれを防衛する権利」、いわゆる**自衛権**（個別的自衛権）は、国家固有の権利であって9条によって放棄されておらず、自衛戦争や自衛力までは9条によって放棄されていないという立場をとっているのです。そのうえで、政府は、9条は自衛戦争や自衛力の保持を認めているとの立場をとってきました。

ここで注意すべきこととして、立憲主義の要点は、「憲法がはっきりと認

めていることがらについて、憲法がはっきりと認めている方法でしか、権力者は政治を行うことができない」という点にあります（杉原泰雄『憲法読本』（岩波ジュニア新書））。そうでなければ、権力担当者による権限の濫用を適切にコントロールできないからです。この考え方を前提にすると、仮に9条が自衛戦争や自衛力まで放棄していないとしても、それゆえに、9条が政府に自衛戦争や自衛力の保持を認めていることには、直ちにはなりません。なぜなら、日本国憲法は、自衛戦争や自衛権をはっきりと認める規定を、どこにも設けていません。したがって、立憲主義の考え方からすれば、憲法上、自衛戦争や自衛権について、それをいかなる方法で行使できるかを明記した条文が存在しない以上、権力者はそれを行使できない、ということになるからです。

◆ 集団的自衛権を認めることは9条解釈の限界を超えている

このような立憲主義の考え方を前提にすると、9条は政府に自衛戦争や自衛力の保持を許容しているとするこれまでの9条の政府解釈自体、そもそも問題がありそうです。

では、集団的自衛権については、どうでしょうか。集団的自衛権の本質は、日本に対する武力攻撃が発生していない場合でも、日本が実力を行使することができる点にあります。

9条の条文では、前述のとおりすべての戦争が放棄されているとも読めますが、政府は、自衛権、すなわち「自国に対する急迫不正の侵害があった場合に、その国家が実力をもってこれを防衛する権利」を持ち出し、これまで例外的に自衛戦争を正当化してきました。しかし、集団的自衛権は、「自国に対する急迫不正の侵害がない場合」であっても実力を行使できるとする考え方ですから、自衛戦争を正当化するこれまでの政府の理屈を明らかに逸脱しています。たとえば、A国がアメリカを攻撃したことをきっかけに、日本が集団的自衛権を行使してA国を攻撃した場面を想定してみましよう。この

場合、A国は、アメリカを攻撃したかもしれませんが日本は攻撃していません。ですから、A国の立場からすれば、日本がA国に先制攻撃をしかけたことになるのです。他国に先制攻撃をしかける戦争を、「自衛戦争」の名で正当化することは到底できないでしょう。集団的自衛権を認めることは、**9条解釈の限界**を超えているのです。

◆ 閣議決定による集団的自衛権の容認は立憲主義に反する

これまでみたように、集団的自衛権を認めることは9条解釈の限界を超えています。法律の解釈には幅（いくつかの選択肢）があります。その幅の内部であれば、政府が解釈を変更することもありえないではありません。しかし、限界を超えた解釈は、解釈改憲にほかなりません。**解釈改憲**とは、「憲法の明文（規定）を改正することなく、憲法の解釈をその文言と論理からは不可能なまでゆがめることによって、明文改憲が行われたと同様の状態をつくりだし、憲法とは本来両立しない意見の政治を正当化していこうとする政治のやり方」を意味します（杉原前掲書）。憲法によって政治のやり方を縛られている立場にある内閣が、自分を縛るルールである憲法を、本来不可能な内容に勝手に変更できることになれば、ルールによって縛るという立憲主義の意味はなくなってしまうでしょう。閣議決定によって集団的自衛権を認めることは、立憲主義に反するのです。

【憲法や法律などの制定・改正手続と閣議決定】

憲法 98 条 1 項は、「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」と定めています。そこにあげられている憲法、法律、命令といったルールは、どのように成立し、あるいは改正できるものでしょうか。手続を簡単にまとめてみると、次のようになります。

種 類	手 続
憲 法	衆議院と参議院で、各総議員の 3分の2以上の賛成 国民による承認
法 律	衆議院と参議院での可決（原則）
命令（政令）	内閣による制定
命令（省令）	各省大臣による制定

憲法の改正には、国会の判断のみならず国民の関与が必要です。他方、経済産業省令、文部科学省令などの省令は、その省の大臣が決めればよいのです。表の上に行くほど手続が厳格で、下に行くほど手続が簡単になっています。憲法が定めるとおり、この中では憲法の効力が最も強いのですが、次に法律、その次に政令、省令という順序で効力が弱くなります（たとえば、政令の内容が法律に反する場合、政令の効力は法律に劣るので、その政令は無効になります）。このような憲法を頂点とするルール相互の関係は、「簡単な手続で成立するルールによって、より厳格な手続を経なければ改正や制定できないルールは変更できない」という重要な意味を持っています。

では、閣議決定は、この表のどこに入るでしょうか。実は、閣議決定はこの表のどこにも入りません。閣議決定は、内閣としての意思決定であり、それだけでは国民を拘束することもできないもので、法律以下のルールとは性質が異なります。また、内閣が決めさえすれば定められますから、手続としては、簡単に決められ、簡単に変更できます。閣議決定によって憲法の解釈を変えるということは、このようなルール相互の関係を破壊するものです。

Q6. 7.1 閣議決定に歯止めはある？

「歯止めがあるからだいじょうぶ」とはとてもいえません。そもそも「歯止め」など無いのです。その時の政府が、海外に自衛隊を出して戦闘行為をしたいと考えれば、いつでも出かけていきます。

閣議決定は、集団的自衛権の行使には条件があるから、地球の裏側まで自衛隊が出かけて戦争に巻き込まれるようなことはない、と言います。「歯止め」があるからだいじょうぶというのです。

しかし、そんなことはありません。どんどん解釈で活動できる場合を広げることが可能です。

もう一度、7.1 閣議決定の「自衛の措置としての武力の行使の**新三要件**」を読んでみましょう。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること② これを排除し我が国の存立を全うし国民を守るために他に適当な手段がないこと③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと |
|---|

これらの要件によって、集団的自衛権の名のもとに軍事力を行使する場合はごく限られており、「個別的自衛権」に毛の生えた程度のものだという意見もありました。ほんとうにそうでしょうか。

◆「密接な関係の他国」の範囲は決まっています

まず、「密接な関係」の意味があいまいです。安倍首相自身が、国会で、

密接な関係にある他国にアメリカ以外が含まれるかは、その時々状況に応じて判断する必要があると述べています。オーストラリアもフィリピンもベトナムもチリも、可能性としてはあらゆる国が含まれます。

◆「経済状況の悪化」も「日米同盟の悪化」も国の存立を脅かす？

また、「我が国の存立が脅かされ」、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」の意味も、やはりあいまいです。拡大解釈のおそれ大きいと言わざるを得ません。

安倍首相は、国会で、日本の輸入する原油の8割、天然ガスの2割強が通過するホルムズ海峡が機雷により封鎖された場合、世界的な石油の供給不足が生じて、日本の国民生活に死活的な影響が生じ、これらの要件に当たる事態は生じ得る、と述べています。武力攻撃により国民が生命・身体への被害を受ける場合のみならず、武力攻撃により経済状況が悪化する場合も含まれるということです。しかも、直接に日本経済に影響がなくても、世界経済が悪化することにより日本経済が悪化するというさらに間接的な場合も含まれるとも言っています。政府の想定はだんだん「風が吹けば桶屋がもうかる」式に、日本の経済、生活に影響を及ぼすあらゆる可能性を網羅するようになってきました。

1972年の政府見解では、個別的自衛権の行使に関する要件として「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつかえされるという急迫、不正の事態に対処し」と言っていました。武力攻撃により国民が生命・身体への被害を受ける場合のみを「個別的自衛権の行使ができる場合」としていたのです。

ところが、今度の閣議決定は、「国民が生命・身体への被害を受ける場合」まで行かなくても「経済状況が悪化する」だけでも自衛権の行使を認めています。従来よりも自衛権の行使、つまり軍事力の行使のできる場合がきわめて広がっているのです。

このように「国の存立が脅かされ」という要件は、行使を限定的とする役目を果たしていません。むしろ集団的自衛権の行使の範囲を広げるものとして使われているのです。

加えて、安倍首相は、日米同盟は死活的に重要なので、日米同盟との関係において起こり得る事態については要件に当てはまる可能性は高い、とまで述べています。アメリカが求めれば集団的自衛権を行使すべき場合が多い、とも言います。アメリカの求めがあれば日米同盟を維持するために地球の裏側にも出かける事態を否定できません。

◆ 特定秘密保護法で国会承認の前提となる情報も限られます

政府は、集団的自衛権の行使の際には、原則として国会の事前の承認を必要とすることにして「歯止め」とすると言っています。

しかし、国会の承認が「歯止め」としてきちんと働くためには、国会の論議が活発であり、承認するかどうかの判断の前提となる情報が公開される必要があります。そうでなければ、承認は名ばかりで実際には全ての判断を政府に白紙で委任するに等しくなります。

特定秘密保護法では、多くの安全保障・防衛に関する情報が秘密と指定されています。集団的自衛権の行使の承認が問題となるとき、それはまさに国際的緊張が非常に高まったときですから、国会承認の可否の判断に必要な外交・軍事情報はより機密性の高いものになるでしょう。これらの情報を国会が入手し検討できるのでない限り、適切な判断はできません。現状では、国会の承認が必要であることは「歯止め」として機能する前提を欠いています。

◆ 「魔法のことは」に注意が必要です

「歯止め」と言われるものに、「原則として・・・」という表現があれば、それは「歯止め」になりません。「原則として禁止だが、例外があることを認める」という意味だからです。そして、こういうとき、大切なのは、原則ではなく

抜け道となる例外です。たとえば、自衛隊を海外に派遣するときには国会承認を必要とすることにしても、もし、これが「原則として事前に国会の承認を求める」ということになれば、「原則として」という言葉が曲者です。「例外として事前の承認が必要でない場合がある」といっているわけです。多くの場合、例外の範囲を明確に限定できなければ、例外は次々に拡大し、増殖していきます。「おそれのあるとき」というのも問題です。「おそれ」ですから、物は言いようで可能性を言い出したらきりがありません。

このように、ほんとうに「歯止め」をつくるのは大変です。

Q7. 集団的自衛権のこれまでの行使事例は？

国連設立後これまで「集団的自衛権」を行使した国は、アメリカやソ連等の大国です。小国の混乱に介入する口実でした。集団的自衛権の行使が平和をつくったことはありません。

集団的自衛権というと、団結して悪いやつから自分たちを一緒に守るイメージがあるかもしれませんが、実際はそうではありません。

国連発足後、集団的自衛権の行使を主張した事例は15例あります。国連発足から70年になろうとしていることからみると、事例の数はそれほど多くありません。

右の表でも明らかなように、集団的自衛権の行使を主張した国は190か国を越える国連加盟国のうち、アメリカ、ソ連（ロシア）、イギリス、フランスの4か国がほとんどすべてであり、その多くが、内戦やクーデターへの介入です。1990年のイラク・クウェート危機を除けば、攻撃を受けた国が介入した第三国に対して、明確に援助を求めたのかも疑問がある場合がほとんどです。大国が無理矢理介入する口実であった例が多いことも考えておかなければ危険です。

	行使国	被介入国
1956	ソ連	ハンガリー
1958	米国	レバノン
1958	英国	ヨルダン
1964	英国	イエメン
1965-75	米国	ベトナム
1968	ソ連	チェコスロバキア
1979	ソ連	アフガニスタン
1981	リビア	チャド
1983	米国	グレナダ
1983	米国	ニカラグア
1983/86	仏	チャド
1990	米国	クウェート
1993	ロシア	タジキスタン
2001	米・EU	アフガニスタン

特に、いま、日本が集団的自衛権を行使する同盟国と考えているアメリカは、過去にしばしば国連憲章違反とされた（またはその疑いの強い）軍事行動をとっています（1965年ベトナム戦争、1980年代のニカラグア内戦への介入、1983年のグレナダ侵攻、2003年イラク戦争など）。つまり、アメリカと集団的自衛権行使を約束すると、日本はその違法な軍事行動に集団的自衛権を根拠に巻き込まれる可能性があります。それだけではなく、敵対する他国が、違法な軍事行動に助太刀した日本に対して、その他国自身の自衛権を行使することもあります。それは、日本が国際法上、攻撃を受けることを非難できない立場に追い込まれることにほかなりません。

何度も繰り返しますが、戦後の日本の国際的な地位の向上は、「平和主義」と表裏一体の関係にあります。日本は他国に軍隊を送らないし他国民を殺さない「戦争をしない国」という信頼を勝ち得てきたからこそ、今日ある国際的な地位を築くことができたのです。

一度その信頼を失ってしまったら、取り返すには何倍もの時間と努力が必要です。これまでの積み重ねの大切さをよく考える必要があります。

Q8. 集団的自衛権が行使できなければ、日本を守れない？

日本は集団的自衛権がなければ守れないわけではありません。世界は冷戦時よりも平和です。近隣諸国との紛争には、必要なら個別的自衛権を行使することで足りません。

政府は、日本周辺をとりまく安全保障環境の変化により、集団的自衛権の行使を認める必要があると述べています。そして、いくつかの事例を挙げて、同盟国の軍隊が攻撃を受けるのを自衛隊は黙って見ていてよいのかと、集団的自衛権を行使できないことの不都合性を主張しています。

しかし、安全保障環境の変化とは、何をさしているのでしょうか。閣議決定には「パワーバランスの変化」「緊張状態」などと抽象的な言葉しかありません。また、政府は集団的自衛権の行使が必要となる**具体的な事例**をいくつか紹介していますが、コラムでみるとおり、事例の設定そのものが現実的ではありません。

◆ 周辺諸国の脅威論は集団的自衛権とは無関係

閣議決定では、日本周辺の安全保障環境として弾道ミサイルの脅威やアジア地域で緊張が発生していると述べています。おそらく北朝鮮のミサイル実験や中国の尖閣諸島周辺での軍の活動等を指しているのでしょう。

しかし、「安全保障環境の変化」と難しい言葉を使っているものの、具体的に何が脅威なのか説明できていません。世界における武力紛争の件数は冷戦終結後、減少傾向にあり、戦争に発展するリスク自体が小さくなっています。戦争が国家にとって現実的な脅威であったのは植民地主義が台頭した20世紀前半までのことです。また、閣議決定では国際テロの脅威にも言及していますが、テロ行為は、いつ、どこで、誰が行うのか分からないので、事

前に軍事力で防ぐことはできません。

政府の説明は抽象的で、いま、集団的自衛権を認めなければ日本の安全が保障できないという説明にはなっていないのです。

また、集団的自衛権の行使ができたとして、それを行使して日本を守ることになるのか、疑問が多数あります。

たとえば、北朝鮮が弾道ミサイルを日本の領土内に向けて発射したとしても、それは、自国が直接攻撃されている状況ですから、日本は個別的自衛権を根拠に対抗できます。中国軍が尖閣諸島へ侵略してきた場合も同じように個別的自衛権を根拠に日本は侵略を防ぐ措置が取れます。集団的自衛権は自国が攻撃されなくても同盟国が攻撃されたことを根拠に攻撃をしてきた国へ反撃する権利であり、北朝鮮や中国の脅威があるから防衛力を高めるために集団的自衛権の行使を認める必要があるという話にはなりません。政府はもちろん、そのことがわかっているため、政府があげる具体的事例は、北朝鮮や中国が日本を攻撃してきたという単純な事例ではなく、そこに米軍の軍艦がかかわるとか、米国に向けてミサイルを発射するという事例になっているのです。

一方で、日本が集団的自衛権を行使し、アメリカの要請に応じて自衛隊の海外派遣をおこなっておけば、日米同盟が強化され、中国軍による尖閣諸島への侵略など、いざというときにアメリカが日本を助けてくれるという議論があります。しかし、「戦略や対外政策はもっぱらその時々々の軍事的・経済的利害によって左右されるから、こちらがサービスをすれば相手が日本のために戦ってくれる、という甘い関係にはまずならない」という指摘(軍事ジャーナリスト田岡俊次氏)が当たっているのではないのでしょうか。

結局、集団的自衛権の行使を可能としなければならない状況はないというべきでしょう。

【ほんとうはとてもヘンな政府の想定事例】

政府は、実はありそうもない「集団的自衛権の行使が認められなくて困るケース」をいくつも説明してきました。そのいくつかを考えてみましょう。

【ケース1】 紛争地から脱出する日本人を**アメリカ軍の艦船**が乗せてくれているときに、それを自衛隊が護衛したり、警護したりできないのは困る

このように危険な状況で避難民を乗せて艦船が航行することも、アメリカ軍の艦船が米国人であれ避難民を乗せて紛争地を脱出することも、ほとんどありえないことです。アメリカ国務省ホームページのQ & Aには、旅先で騒乱に巻き込まれたときに軍が救出するのはハリウッド映画のフィクションに過ぎない、仮に脱出の際に軍用機等に余裕があれば、まずアメリカ市民を乗せる、アメリカ市民の配偶者でも外国人が優先されることはないという明快な回答があります。朝鮮半島危機を想定した1997年の日米ガイドラインでも自国民の脱出はそれぞれの政府の責任と明示されています。

【ケース2】 **ホルムズ海峡**が機雷で封鎖されタンカーが通れなくなると、日本の原油供給がストップし経済上も国民生活上も死活問題となる。戦争中のホルムズ海峡でも各国と共同して機雷を取り除く活動に参加できないのは困る

そもそも、誰がホルムズ海峡を機雷で封鎖するのがわかりません。ホルムズ海峡の奥にある産油国は、石油の輸出が経済の生命線です。その国が海峡を封鎖しますか？ また、停戦も実施されていない戦争状態の海峡で軍隊が機雷除去している中を、民間のタンカーが石油を載せて通るでしょうか？ このような危険な航行をするタンカーの保険を引き受ける会社はなく、保険もないまま運航させる船会社も考えられません。

【ケース3】 日本上空を通過して**アメリカに向かうミサイル**を撃ち落とさなければ、アメリカの同盟国として立場がない

地球儀を見ればわかりますが、朝鮮半島やアジア大陸からアメリカ本土に向かうミサイルは、北極圏や北太平洋上空を通り日本上空は通りません。この想定はありえません。自衛隊と共同訓練中にアメリカ艦船が攻撃されたときに反撃できない、アメリカ本土が攻撃されたときに日本近海のアメリカ艦船を防護できないとも言われました。でも、嫌な想定ですが、世界最大の軍事大国アメリカを攻撃する国は、極東であれば、当然、日本の米軍基地、自衛隊の基地も攻撃するでしょう。そうなれば、反撃するのは日本を防衛する個別的自衛権の行使の問題です。

Q9. これからどんな法律がつけられる？

自衛隊が日本の周辺だけではなく広く海外で、しかも戦闘地域で、他国の軍隊のために軍事力を行使できるように、周辺事態法、自衛隊法等の改正が計画されています。

安倍首相は、2014年春には「紛争地から脱出する米軍の艦船が日本人を乗せていても自衛隊がこれを防護できないのは不合理だ」とか、「テロにあった日本人が他国で孤立しているときに、自衛隊が武器を使って救出できるようにすべきだ」と強調してきました。しかし、このような想定自体が非現実的であったことはその後の多くの批判で明らかとなり、最近ではあまりもちだされることもありません。

実際に政府が提案している法改正（次頁の表）をみると、こういうときに集団的自衛権が行使できないと困るとこれまでに言われてきた事例が、安保政策の根本的な転換との関係では枝葉末節の問題であったことがわかります。結局、国民の生命身体及び財産を守るために自衛権を行使するというよりも、そこから遠く離れて、自衛隊を海外の戦闘地域に派遣して軍事力を行使し、アメリカ軍と一体となって運用されるようにするための法整備と言わざるを得ません。

◆ 戦争の現実からみると、国内の議論は国際的に通用しません

海外で自衛隊が「銃を撃つ」「ひとを傷つける」ことに対する国内の抵抗感が極めて大きいため、政府は「自衛隊は銃を撃ちあうような戦闘の前面には出ない。後方で支援し、弾薬を運んだり補給をするだけだ」と説明し、「前面」と「後方支援」を別なものであるかのように言います。

しかし、戦っている相手にはどう見えるでしょうか。戦争では補給線の確保が死命を決します。銃を撃つ前線の後ろで弾薬を補充し給油し兵器を整備

する後方支援部隊は、まさに「敵」であり補給を断つために攻撃すべき対象となるのは常識です。法案をみるとき、そういう現実を無視したごまかしにも注意が必要です。

政府が予定している新しい法律の整備と法改正

<p>1 集団的自衛権を行使する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本への攻撃に対してのみ反撃できるとしている「武力攻撃事態法」を改正して、他国への攻撃にも反撃できるようにする。 ● 他国同士が戦争中の地域で、自衛隊が機雷を除去できるように、自衛隊法を改正する。
<p>2 戦闘が行われている地域でも他国軍隊の後方支援をする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本の周辺で放置すれば日本に対する直接の武力攻撃に至るおそれがある事態が生じたときに、日本の領域と戦闘行為が行われていない日本周辺の公海とその上空に限って、米軍への後方支援ができるとしていた「周辺事態法」を改正し、「世界のどこでも」「戦闘が行われているところで」「他国軍に給油や弾薬を含む輸送等の支援」ができるよう「重要影響事態安全確保法（仮）」にする。 ● これまで自衛隊の海外派遣のたびに国会で議論し特別措置法をつくったが、国際社会の平和と安全に寄与するという場合には、いちいち法律を作らずに戦闘中の他国軍を支援できるよう新しい法律（恒久法）「国際平和支援法（仮）」を整備する。
<p>3 平時でも戦時でもないグレーゾーン事態で他国軍隊を守り支援する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本が攻撃されているわけではないが、警察・海上保安庁の警察権の行使では対応できないような事態のとき、自衛隊が速やかに出動できるように自衛隊法を改正する。 ● 日本のためになる活動をしている他国軍を武器を使って防護できるように自衛隊法を改正する。
<p>4 国連平和維持活動以外の治安維持活動等に参加する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自衛隊はこれまで、戦闘終了後の平和維持活動であるPKOにだけ参加し武器を使用することも厳しく制限されていたが、PKO協力法や自衛隊法を改正して、参加する任務の範囲を拡大しその任務のために武器を使うことを大幅に認める。
<p>5 自衛隊の活動の場を広げる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本への攻撃に対してのみ反撃できるとしている「武力攻撃事態法」を改正して、他国への攻撃にも反撃できるようにする。 ● 他国同士が戦争中の地域で、自衛隊が機雷を除去できるように、自衛隊法を改正する。

おわりに

日本は、これまで憲法の平和主義を掲げて、時には、アメリカからの自衛隊派遣や軍事力の行使の要望にも抵抗してきました。そのことで、日本を戦争に巻き込まず、平和を確保してきたのです。

ところが、今回の安保法制の議論は、安倍首相の提唱する「積極的平和主義」、すなわち、積極的に軍事力を行使して世界を平和にしようという考えに基づいて、日本の70年間の平和の基礎となった政策を転換するものです。

しかし、世界最大の軍事力をもつアメリカが他国に介入した結果、国家が破綻し世界がさらに危険となっていることはアフガニスタンやイラク、中東の混沌をみれば明らかです。軍事力は平和をつくりださないので。

報道によれば今年4月に行われた世論調査でも、集団的自衛権の行使に賛成する人は3割もいません。多くのひとが「自分の国が攻められたときに闘うのなら理解もできるが、そうでないのにどこか外国で戦争に参加するのはいやだ」「自衛隊がよその国でひとに銃を向けて殺すことも、殺されることも受け入れられない」という気持ちを持っているからでしょう。

政府や与党の練りに練った広報にもかかわらず、ひとびとのなかに、平和を一番大事だと考える精神が根を張っていることの現れです。

日本は、戦後70年、他国を軍事力で威嚇することも戦争することもなく世界でも有数の国として存在感を持つにいたりました。それは、恥ずべき歴史ではなく先進的な世界に誇るべき経験です。

わたしたちは、今後も軍事力ではない方法で世界の平和に貢献する道を模索すべきなのではないでしょうか。



改憲問題を知るには、この一冊!

岩波ブックレット「改憲問題Q & A」

580円+税

集团的自衛権 9のQ

2015. 5. 3 第1版第1刷 発行

2015. 6. 11 第1版第2刷 発行

2015. 6. 19 第1版第3刷 発行

装 幀 m9design inc.

発行所 公益社団法人 自由人権協会 (JCLU)

〒105-0002 東京都港区愛宕 1-6-7 愛宕山弁護士ビル 306号室

Fax : 03-3578-6687 E-mail : jclu@jclu.org

集团的自衛権
9のQ



Japan Civil Liberties Union
社団法人 自由人権協会

本体 100 円 (税込)